

衆議院法務委員会ニュース

【第 204 回国会】令和 3 年 4 月 14 日（水）、第 13 回の委員会が開かれました。

1 少年法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 35 号）

- ・本案の審査に資するため、東京家庭裁判所において視察を行った委員を代表して、義家委員長から報告を聴取しました。
- ・松平浩一君外 2 名（立民）提出の修正案について、提出者松平浩一君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・原案及び修正案について、上川法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局並びに修正案提出者松平浩一君（立民）に対し質疑を行い、質疑を終局しました。

（質疑者）屋良朝博君（立民）、中谷一馬君（立民）、山花郁夫君（立民）、池田真紀君（立民）、寺田学君（立民）、稲富修二君（立民）、階猛君（立民）、藤野保史君（共産）、高井崇志君（国民）、串田誠一君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

屋良朝博君（立民）

- （1） 事後強盗罪の成立要件の確認
- （2） 事後強盗罪の成立の可否は、事件における犯情ごとの判断になることの確認
- （3） 家庭裁判所において少年の証言の信ぴょう性を適切に判断する方法
- （4） 今回の改正に伴って、家庭裁判所調査官の役割がより重くなると考えられることを踏まえた体制強化の必要性についての最高裁判所当局の見解
- （5） 今回の改正によって、非行事実の判断の重要性が高まると考えられることに対する最高裁判所当局の見解
- （6） 犯情の軽重の判断のための事実認定についての懸念に対する最高裁判所当局の見解
- （7） 特定少年の処分の判断についても、少年法第 1 条の適用を受ける以上、保護処分を前提として判断すべきとの考えに対する最高裁判所当局の見解
- （8） 特定少年についての原則逆送対象事件の拡大によって逆送された結果、裁判で執行猶予となって、何ら保護的な措置がとられない場合も生じるのではないかと懸念に対する最高裁判所当局の見解
- （9） 原則逆送の対象事件の全てが逆送されるのではないことの確認
- （10） 少年法の改正後も 18 歳及び 19 歳の少年の飲酒は警察による補導の対象になるか否かの確認
- （11） 少年を取り巻く環境の激変が予想される中で 18 歳及び 19 歳の少年に対する更なる支援体制の整備が必要との考えに対する法務大臣の認識

中谷一馬君（立民）

- （1） 刑事司法制度に対する国民の理解と信頼によって得られる日本社会及び国民の利益についての法務大臣の見解
- （2） 刑事司法制度に対する国民の信頼を得ることが国民生活の安心・安全につながるのと理解に対する法務大臣の見解
- （3） 本法案は犯罪の抑止や再犯防止機能を低下させるものではないが向上させるためのものでもないとの理解に対する法務大臣の見解
- （4） E B P M（証拠に基づく政策立案）
 - ア 法務省における E B P M についての法務大臣の見解
 - イ P B E M（政策立案に合わせた証拠の準備）についての法務大臣の見解
 - ウ 本法案が E B P M に基づく政策立案であることの確認

- エ 特定少年に係る原則逆送事件の対象拡大や推知報道禁止の一部解除が犯罪の抑止や再犯防止になるという考えを支える科学的証拠の有無
- オ 現行の原則逆送対象事件の人員の減少傾向が信頼できる根拠であるか否かについての法務大臣の見解
- カ 少年法の改正に関して、精度の高い証拠を得るための調査や研究を行う予定の有無についての法務大臣の見解
- キ 科学的見地に基づいた精緻な証拠の収集の必要性についての法務大臣の見解

山花郁夫君（立民）

- (1) 被疑者に関する個人情報公表
 - ア 警察において被疑者に関する個人情報公表する法令上の義務の有無
 - イ 各都道府県警察における被疑者に関する個人情報公表に関する基準の内容
 - ウ 被疑者に関する個人情報公表について、インターネット上で半永久的に容易に検索され得ることを考慮した上で判断する必要性
- (2) 矯正施設における職業訓練
 - ア 社会における需要に合致した職業訓練を行う必要性
 - イ 出所後に就労した者の方が再入率が低いことの確認
- (3) 刑務作業における作業報奨金
 - ア 作業報奨金を被害者に対する損害賠償のために使用することの可否
 - イ 一等工及び十等工の作業報奨金の時間給の額並びに予算上の受刑者一人当たりの支給額
 - ウ 被害者への損害賠償や社会復帰などのためにも作業報奨金の額を検討する必要性

池田真紀君（立民）

- (1) 民法の成年年齢の引下げや少年法の改正の施行に向けた準備や周知への懸念に対する法務大臣の見解
- (2) 刑務所出所者等に対する支援
 - ア 自立準備ホームの実態調査の有無
 - イ 薬物使用歴のある満期出所者や保護観察期間が終了した者に対する簡易薬物検査の助成の有無
 - ウ 刑務所出所者等にも居住移転の自由を実質的に保障する支援の必要性
 - エ 刑務所出所者等に対する保証人制度の有無
 - オ 刑務所出所者等就労奨励金について、就労状況の報告を行う必要がある者の確認
 - カ 就労だけでなく生活の自立に必要な支援も合わせて行う必要性
 - キ 海外で行われている刑務所出所後の生活の自立に必要な能力の維持・向上を目的としたプログラムを取り入れる必要性についての法務大臣の見解
- (3) 少年鑑別所及び少年院におけるセクシャルマイノリティの実態把握の状況
- (4) 政策決定における子どもの貧困連鎖の防止やジェンダーの視点の重要性についての法務大臣の見解

寺田学君（立民）

- (1) 少年法第1条にある「少年」に「特定少年」が含まれることの確認
- (2) 18歳及び19歳の者の可塑性
 - ア 18歳及び19歳の者に可塑性があると法務省が判断する根拠
 - イ 人間の可塑性とは身体的なものであるとの理解に対する法務省の見解
- (3) 「特定少年」のぐ犯

- ア 18歳及び19歳の者の要保護性の有無についての法務省の認識
 - イ ぐ犯少年に係る民法上の監護権の実効性についての法務省の認識
 - ウ 18歳及び19歳の者について、要保護性を認める一方で、民法上の監護権から除外されたことを理由にぐ犯の規定を適用しないこととした利益衡量の趣旨
 - エ 要保護性を認めた上で、18歳及び19歳の者のぐ犯を保護の対象から外すことは矛盾しているとの考えに対する法務大臣の見解
 - オ 要保護性という実質よりも、18歳及び19歳の者が民法上の監護権から除外されたという形式を重視しているとの指摘に対する法務大臣の見解
- (4) 全件送致主義
- ア 全件送致主義における家庭裁判所の役割
 - イ 全件送致主義は、保護処分が必要な少年に対し、保護処分を選択する裁量を家庭裁判所に与えた制度であるとの理解に対する法務大臣の見解
 - ウ 特定少年について、保護処分と刑事処分の選択という家庭裁判所の機能を最大限活用するという全件送致主義の趣旨を家庭裁判所と共有して欲しいとの要望に対する法務大臣の見解
- (5) 推知報道禁止の一部解除
- ア 特定少年について、少年法第55条による家庭裁判所への移送の手続があるにもかかわらず、少年の名前が報道されてしまう場合があることを立案時に法務省が認識していたか否かの確認
 - イ 同じ罪を犯しても、報道の対象となる少年と対象とならない少年が生じることについての法務省の見解
 - ウ 犯した罪が確定しない段階で報道の対象となる少年と対象とならない少年が生じるものとする理由
 - エ 特定少年について、少年法第55条による家庭裁判所への移送の可能性があるにもかかわらず、政策判断として、略式請求を除く起訴の時点で推知報道の禁止を解除することとした趣旨
 - オ 罪を犯した少年の更生と憲法で保障される報道の自由との間の優劣についての法務大臣の見解
 - カ 特定少年について、少年法第55条による家庭裁判所への移送の可能性があるにもかかわらず、推知報道の禁止を一部解除することとしたのは制度上の不備であるとの考えに対する法務大臣の見解
 - キ 特定少年について、推知報道の禁止を一部解除することとした政策選択の正当性についての法務省の見解
 - ク 特定少年の更生に対する報道の自由の優位性についての法務省の見解

稲富修二君（立民）

- (1) 本法案に対する修正案
- ア 提案の趣旨
 - イ 修正案が18歳以上の少年について、18歳未満の少年と区別することなく、成長途上にあり可塑性を有する存在と位置付けていることの確認
 - ウ 特定少年に係るぐ犯による保護処分の適用除外、資格制限の排除規定の適用除外及び推知報道禁止の一部解除を削除することとした修正案提出者の問題意識
 - エ 新設する第61条第2項の「記事又は写真の新聞紙その他の出版物への掲載」及び「害を被った者及びその家族又は遺族の名誉又は生活の平穩」の意義並びに「配慮」をする主体の確認
 - オ 「記事又は写真の新聞紙その他の出版物への掲載」にインターネットへの掲載を含むこととした趣旨
- (2) 本法案
- ア 附則の検討条項において施行後の検討を5年後とした理由、「国民の意識の変化等」の意義及びその変化等の把握の方法についての法務大臣の見解
 - イ 18歳及び19歳の者の法的位置付けや規範意識に対する教育についての法務大臣の見解

(3) 少年院

- ア 閉鎖する少年院施設の有無、その理由、閉鎖する少年院に在院する少年の処遇及び収容率の推移
- イ 本改正により検察官送致が増加した場合の少年院施設の維持及び矯正教育の知見やノウハウの活用についての法務大臣の見解

階猛君（立民）

(1) ぐ犯による保護処分

- ア 監護権の対象から外れた特定少年をぐ犯による保護処分の対象としないことの確認
- イ 特定少年をぐ犯による保護処分の対象としないことと、改正後の更生保護法第 68 条第 2 項において 17 歳以下のときに保護処分に付された少年が 18 歳以上であってもぐ犯規定が適用されることとの整合性
- ウ 保護処分が先行している場合は 18 歳及び 19 歳の少年について監護権から外れていてもぐ犯の規定を適用するにもかかわらず、特定少年は監護権から外れるためぐ犯規定の適用がないと説明するのは矛盾しているのではないかとの考えに対する法務大臣の見解
- エ 保護処分が先行している場合には 18 歳及び 19 歳の少年に対してぐ犯規定が適用されるとする理由
- オ 少年非行対策課長会議の開催頻度が低い中で特定少年にぐ犯規定を適用しないとするものの妥当性についての法務大臣の見解

(2) 成人の定義

- ア 18 歳は大人であるか子どもであるかについての法務大臣の見解
- イ 成人が多義的な概念であるとの考えについての法務大臣の見解
- ウ 成人の定義を決めるべきとの考えに対する法務大臣の見解

(3) 特定少年に係る検察官送致決定

- ア 法定刑が罰金刑以下の罪を特定少年が犯した場合に刑事処分となる具体的な事案
- イ 交通違反に対応するために罰金刑以下の罪を逆送対象としたのか否かの確認
- ウ 現行の逆送の規定である少年法第 20 条第 1 項における逆送決定をするか否かの判断をする際の考慮要素が特定少年に係る原則逆送の規定のものと変わるか否かについての確認
- エ 考慮要素が変わらないのであれば特定少年に係る原則逆送対象事件の逆送の判断も現行と同じではないかとの考えに対する法務大臣の見解
- オ 現行では保護処分であったもので特定少年に係る原則逆送の規定では刑事処分となる事例の有無

藤野保史君（共産）

- (1) 4 月 6 日の当委員会での川出参考人の意見に鑑み、本法案の特定少年に対する介入は、保護原理に基づくものであるとの理解でよいのか否かについての法務省の見解
- (2) 4 月 7 日の当委員会における保護原理という言葉と要保護性は少し意味合いが異なるとの政府参考人の答弁で使われた保護原理及び要保護性の意味
- (3) 本法案の特定少年に対する取扱いの立案に当たっての考え方
- (4) 少年院に収容可能な期間の上限について、要保護性など犯情の軽重以外の要素を考慮し、より短い期間又はより長い期間を定めることの可否
- (5) 未決勾留等の日数を少年院への収容期間に算入できることとしたことによって処遇期間が短くなるので、特定少年の立ち直りの障害になるのではないかとの懸念に対する法務省の見解
- (6) 4 月 9 日の当委員会における児童福祉法の対象となる児童の範囲についての厚生労働省の答弁の訂正
- (7) ぐ犯による保護処分の対象となるような性産業などで搾取される女性に対し、法務少年支援センタ

一等における現行の受動的な支援のほかに積極的な働き掛けを行うなどのアウトリーチ的な支援を行う必要性

- (8) 少年法第1条の健全育成の理念が刑事裁判にも及ぶとの理解に基づき、現行の刑事事件でも公開法廷における人定質問での氏名の秘匿など少年への配慮を行っているにもかかわらず、本法案において、公判請求された場合には、公開の法廷で刑事責任を追及される立場になることを理由に特定少年についての推知報道の禁止を一部解除することの妥当性
- (9) 特定少年に資格制限の排除の規定を適用しないとするものの影響を調査する必要性
- (10) 本法案は18歳以上の者に少年司法制度の適用を認める締約国を称賛するとして国連子どもの権利委員会の一般的意見や米国の一部の州での少年司法制度の適用年齢の引上げなどの国際的潮流に逆行しているとの考えに対する法務大臣の見解
- (11) 法制審議会の答申別添2の「要綱(骨子)」において、鑑別の対象となる受刑者の年齢の上限を、20歳未満からおおむね26歳未満に引き上げることとされた理由
- (12) 本法案附則第8条による施行後5年の検討に当たっては、国内外の動向や科学的な知見の発展を踏まえて、特定少年に係る規定を元に戻す可能性は否定されないとの理解でよいのか否かの確認
- (13) 今後の少年法の改正に当たっては、司法分野だけではなく教育や社会福祉の関係者とも連携して、少年法をめぐる真の意味の国民世論を喚起していくために、法務省としてのイニシアチブを発揮する必要があるとの考えに対する法務大臣の見解

高井崇志君(国民)

- (1) 捜査に関する取材への対応
 - ア 今回の改正による推知報道禁止の一部解除によって、捜査に関する取材への検察の対応に変化が生じるか否かの確認
 - イ 今回の改正による推知報道禁止の一部解除によって、捜査に関する取材への警察の対応に変化が生じるか否かの確認
 - ウ 警察が捜査情報を公表することによって得られる公益の具体的内容
 - エ 法務省及び警察庁における捜査に関する取材への対応方針の周知方法
 - オ 警察庁における個別の取材への対応方針の周知方法
 - カ 警察庁がオの方針の周知方法として、規則や通達等を発出しているか否かの確認
- (2) パチンコ営業
 - ア 公営競技等と異なりパチンコ店への立入り可能な年齢が18歳以上である理由
 - イ パチンコ玉の現金化について、パチンコ店のほかに景品交換所及び景品問屋を介在させる、いわゆる三店方式を採用している理由
 - ウ 特別法を制定してパチンコを賭博と位置付け、換金を認めるべきとの考えに対する警察庁の見解
 - エ 各都道府県の遊技業協同組合の専務理事及び事務局長のうち、警察出身者の占める割合
 - オ 遊技業協同組合が警察庁所管であるか否かの確認
 - カ 各都道府県の遊技業協同組合の警察出身者の人数等を調査する必要性
 - キ 各都道府県の遊技業協同組合に多くの警察出身者が再就職している理由
- (3) 本法案
 - ア 審判不開始及び不処分決定がされた少年に対して、その後家庭裁判所として何らかのフォローを行っているか否かの確認
 - イ SNSが発達した現代における報道の自由と犯罪報道における人権の保護とのバランスの取り方についての法務大臣の見解
 - ウ 報道の自由と検察における犯罪に係る情報の公表とのバランスの取り方についての法務省の見解
 - エ 報道機関による取材や報道から犯罪加害者を含む事件関係者の人権を守る必要性に対する法務大臣の見解

- (1) 特定少年に係る推知報道禁止の一部解除
- ア 旧少年法第 74 条における推知報道禁止の文言
 - イ 推知報道を禁止する現行少年法第 61 条の昭和 23 年の制定時からの改正の有無
 - ウ 法務省で検討中の侮辱罪の法定刑の改正の内容
 - エ 少年法第 61 条が規定する「その他の出版物」の指す範囲
 - オ SNS 上で当該事件の本人であると推知できるような情報の公開が少年法第 61 条の趣旨に照らして許されるか否かの確認
 - カ 上記オの SNS 上で当該事件の本人であると推知できるような情報が、侮辱罪に該当することがあり得るか否かの確認
 - キ 推知報道の禁止は、旧少年法制定当時は出版者や編集者などの特定の人を対象としていたか否かの確認
 - ク 逆送の規定は、審判時において、17 歳以下は少年法第 20 条を適用し、18 歳以上は改正後の同法第 62 条を適用することの確認
 - ケ 特定少年は改正後の少年法第 20 条が適用されなくなるの確認
 - コ 17 歳の者と 18 歳の者が共犯関係にある事案
 - a 改正後の少年法により 18 歳の推知報道が解除されるとしても、「17 歳の者が推知されるような事項であるならば 17 歳の者を基準として 18 歳の者の推知報道が禁止が働く」との 4 月 7 日の法務委員会での刑事局長の答弁が正しいか否かの確認
 - b 17 歳の者が推知されるような事項に該当することにより 18 歳の者の報道が禁止されるとする条文上の解釈の確認
 - c 少年法第 61 条に規定する「審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者」に 17 歳が入るのか否かの確認
 - d 17 歳の者が推知されるか否かを基準として 18 歳の者の推知報道を禁止するか否かを判断することができるということを示す少年法第 61 条の解釈の確認
 - e 18 歳の者の推知報道の禁止が解除される場合であっても、17 歳の者が推知されるような場合には 18 歳の者の報道がされないことの確認
 - f 改正後の少年法第 68 条にも上記 e についての明文の規定がないことの確認
 - g 少年法第 61 条と改正後の第 68 条を併せて読んでも上記 e についての明文の規定がないことの確認
 - h 特定少年に係る推知報道禁止の一部解除規定である改正後の少年法第 68 条は第 61 条の規定を適用しないとしている範囲に 17 歳の少年を推知させる場合が含まれているか否かの確認
- (2) 少年警察活動
- ア 飲酒、喫煙等による 18 歳及び 19 歳の者の補導の可否
 - イ 少年法改正後も少年警察活動規則第 14 条の不良行為少年に 18 歳及び 19 歳の者が該当し、補導時には必要に応じて学校等に連絡することの確認
 - ウ 上記イの連絡を受けた場合における学校の対応
 - エ 民法上の成年となり少年法上の保護者がいなくなる 18 歳の者等の取扱いについて少年警察活動規則の改正を行う必要性の有無
- (3) インターネットの普及により個人を攻撃することが起きるような現在の社会においては、昭和 23 年制定時と変わらない推知報道禁止の規定の文言を改正する必要があるとの考えに対する法務大臣の見解